

秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、「秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は秋田市内の地域包括支援センター・在宅介護支援センター(以下「支援センター」という。)の活動を充実させるための事業を行うとともに、支援センター及び関係機関等との連絡調整を行うことにより、支援センターの機能を強化し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支援センター機能の充実のための各種の調査、研究、協議及び情報交換
- (2) 支援センター職員及び関係職員の資質の向上を図るための各種研修
- (3) 支援センター及び関係機関等との連絡調整
- (4) その他この協議会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 この協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 秋田市内の地域包括・在宅介護支援センター
 - (2) この協議会の目的に賛同して入会した関係機関
- 2 入会しようとする支援センター及び関係機関は、別紙1により会長に申し込み、会長の承認を得るものとする。
- 3 退会しようとする支援センター及び関係機関は、別紙2により会長に届け出し、会長の承認を得るものとする。

(会 費)

第5条 支援センターである会員は、別表1に定める会費を納入しなければならない。

(役 員)

第6条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、総会において会員に属する役職員の中から選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会長は、会務の執行にあたり総会の承認を得て、幹事を指名することができる。

4 監事は、協議会の業務及び会計を監査し、この結果を総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第9条 この協議会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 幹事会

(総会)

第10条 総会は会員をもって構成し、毎年1回、会長がこれを召集する。ただし、会長が必要と認めるときには、臨時に総会を開くことができる。

2 総会の議長は、出席者の中から選出する。

3 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。この場合において、可決同数のときは議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものと見なす。

5 災害や感染対策等特別な場合において、会長は文書をもって会員に意見を求めることで書面決議を行い、総会に代えることができる。成立と承認の可否については同条第3項に準じ、可決同数の場合は会長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 会則の制定、改廃に関する事項

(2) 事業計画及び予算の承認に関する事項

(3) 事業報告及び決算報告の承認に関する事項

- (4) 役員の選出に関する事項
- (5) その他本協議会の運営に関する重要な事項

(幹事会)

第12条 幹事会は会長が指名し総会で承認した幹事若干名をもって構成する。

- 2 幹事会は必要に応じて会長が召集する。
- 3 幹事会は、総会の決定に従い、この協議会の運営に必要な事業等の企画、立案を行うとともに、会務を処理する。

(経費)

第13条 この協議会の運営に要する経費は、会費、助成金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(決算及び監査)

第14条 この協議会の会計は、毎年度末に決算し、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第15条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 この協議会の事務局を秋田市社会福祉協議会に置く。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、この協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この会則は、この協議会の設立の日から施行する。
- 2 この協議会設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 3 この協議会の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から平成15年3月31日までとする。

付 則

- 1 平成15年4月11日、別表1の支援センター会費を1,000円から5,000円に改正する。

別表1（会則第5条に基づく会費）

会費	支援センター	年会費	5,000円
	関係機関	年会費	免除

付 則

- 1 平成19年4月20日、別表1の支援センター会費を以下のとおりに改正する。

別表1（会則第5条に基づく会費）

会費	地域包括支援センター	年会費	10,000円
	在宅介護支援センター	年会費	1,000円
	関係機関	年会費	免除

- 2 この会則は平成19年4月20日より施行する。
- 3 平成26年4月17日より以下の通り別表1へ追加する。
別表1（会則第5条に基づく会費）

会費	地域包括支援センター	年会費	10,000円
	在宅介護支援センター	年会費	1,000円
	関係機関	年会費	免除

なお、年度途中に退会した場合でも、年会費を納入するものとする。

平成27年6月5日第4条および第16条改正。

令和2年4月24日第10条改正。